**第八章の四**　医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

**第六十八条**　医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一　医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

二　階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

（職員）

**第六十九条**　医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

**第七十条**　医療型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

（生活指導等）

**第七十一条**　医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第五十条第一項、第五十二条及び第六十五条の規定を準用する。

第九章の五を第九章とする。

第九章中第七十四条を第七十二条とし、第七十五条を第七十三条とし、第七十五条の二を第七十四条とし、第七十六条を第七十五条とし、第七十六条の二を第七十六条とし、第七十六条の三を第七十六条の二とする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第四十八条第七号の規定を適用する場合においては、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。

**第三条**　この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、新基準第四十八条第七号から第九号までの規定は、適用しない。

**第四条**　この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」と、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。

（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の一部改正）

**第五条**　児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第七十五条第四項」を「第七十三条第四項」に改める。

# 告　示

**○国家公安委員会告示第六号**

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十四年一月十六日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月三日

国家公安委員会委員長　松原　仁

| 型式認定番号 | 模擬運転装置の名称及び型式 | 認定を受けた者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 交　L12－1 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－Ｃ１ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |
| 交　L12－2 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－Ｂ１ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |
| 交　L12－3 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－Ｈ１ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |
| 交　L12－4 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－Ｓ１ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |
| 交　L12－5 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－ＦＫ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |
| 交　L12－6 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－ＦＹ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |
| 交　L12－7 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－ＦＡ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |
| 交　L12－8 | 三菱プレシジョンドライビングシミュレータ<br>ＤＳ－7000－ＦＢ | 三菱プレシジョン株式会社<br>東京都江東区有明三丁目５番７号 |